平成31年2月8日
関東管区行政評価局




# 国立大学における教員免許状更新講習受講料納付方法の拡大

## －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長　利根忠博　埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成30年10月26日、3国立大学法人（茨城大学、群馬大学及び千葉大学）にあっせんしました。

このあっせんについて、各大学法人から回答を受領しましたので公表します。

## 相談要旨



国立大学の教員免許状更新講習受講料の納付を銀行振込で行う場合、ATM（現金自動預払機）による振込に対応していない国立大学もある。納付方法の拡大を図ってほしい。　（関東管区行政評価局受付）

## あっせん要旨

教員免許状更新講習の受講料の銀行振込を窓口振込のみに対応し、ATM振込に対応していない3国立大学法人においては、払込確認の方法を変更するなどして、ATM振込に対応できる措置を講じること。

## 回答要旨

（群馬大学及び千葉大学）
平成30年度冬期開講分から、ATMに加えて、ネットバンキングによる振込にも対応した。

（茨城大学）
平成30年度は、教員免許状更新講習の新規の受付がないため、翌年度申込者から対応を行う。

## 効果の例




（群馬大学）
平成30年度冬期講習の受講者328人のうち、322人（うちネットバンキング5人）がATM等を利用して振込

**⇒98.2%がATM等を利用**

**利便性が向上！**

【問合せ先】総務省　関東管区行政評価局　総務行政相談部
首席行政相談官室　田尻、青山
電　話：048-600-2313　メール：knt32@soumu.go.jp